

(仮称)村上市スケートパーク運営管理検討委員会概要

1. 委員会の目的

平成 31 年春供用開始予定の(仮称)村上市スケートパーク施設（以下「スケートパーク」という。）の運営及び管理を検討するため、(仮称)村上市スケートパーク運営管理検討委員会を設置します。

2. 審議事項

委員会では、次の事項について検討していただく予定です。

- ①スケートパークの運営方法に関すること。
- ②スケートパークの管理方法に関すること。
- ③その他スケートパークを活用した取組に関すること。

3. 組織

- ・委員会は、民間の方を中心に関係分野、関係機関から 15 人以内で構成。
- ・委員の任期は、委嘱の日から平成 31 年 3 月 31 日まで。
- ・委員長は教育長、副委員長は委員長が指名。

4. 会議

- ・会議は 5 回程度を予定（平成 30 年度）

5. 委員会の庶務

委員会の庶務は、村上市生涯学習課において処理。